

【新旧対応表】

		旧	新	
1	預金口座取引一般規定	第3条 お届け印	<p>1. 法人のお客さまは当社と預金口座取引を開始する際に取引に使用する印（以下「お届け印」といいます）を届け出てください（2006年10月21日以降に新規口座開設申し込みされる個人のお客さま、および2018年11月29日以降に新規口座開設申し込みされる営業性個人のお客さまはお届け印の届け出は不要とします）。お届け印は一口座登録とし、預金口座取引全てについて共通とさせていただきます。</p> <p>3. 印章を紛失した場合、または法人のお客さまで改印される場合は直ちに当社カスタマーセンターへ通知するとともに、書面による当社所定の手続きを行ってください。</p>	<p>1. 法人のお客さまは当社と預金口座取引を開始する際に取引に使用する印（以下「お届け印」といいます）を届け出てください（2006年10月21日以降に新規口座開設申し込みされる個人のお客さま、2018年11月29日以降に新規口座開設申し込みされる営業性個人のお客さま、および2021年6月21日以降に新規口座開設申し込みされる法人のお客さまはお届け印の届け出は不要とします）。お届け印は一口座登録とし、預金口座取引全てについて共通とさせていただきます。</p> <p>3. お届け印を紛失した場合は直ちに当社カスタマーセンターへ通知してください。</p>
		第20条 お届け印の紛失	<p>1. 届出印章を紛失した場合は直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点でお客さまの口座に取引制限を設定させていただきます。</p> <p>2. 届出印章を紛失した場合、通知以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p>	<p>1. お届け印を紛失した場合は直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点でお客さまの口座に取引制限を設定させていただきます。</p> <p>2. お届け印を紛失した場合、通知以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p>
		第21条 届出事項の変更など	<p>1. 氏名または法人のお客さまでお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きに基づき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、（法人の場合のみ）実質的支配者など、当社への届出事項（氏名、法人のお客さまのお届け印以外）に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。</p>	<p>1. 氏名に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きに基づき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、（法人の場合のみ）実質的支配者など、当社への届出事項（氏名以外）に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。</p>
2	普通預金規定	第2条 預金の払い戻し	<p>3. 本店窓口で払い戻す場合は、払戻請求書に押捺された印影とあらかじめ届け出の印影とが一致した場合、または個人および営業性個人のお客さまで当社所定の本人確認方法により本人と相違ないと認められた場合に限り取り扱います。</p>	<p>3. 本店窓口で払い戻す場合は、当社所定の本人確認方法により本人と相違ないと認められた場合に限り取り扱います。</p>
		第6条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。</p>	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。</p>
3	ネット定期預金規定	第6条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>イ) 前号ア)の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>ウ) 前号ア)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p>	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>イ) 前号ア)の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>ウ) 前号ア)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p>
		第9条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客さまによる充当の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から先に相殺されるものとします。</p>	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客さまによる充当の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から先に相殺されるものとします。</p>
4	大口定期預金規定	第9条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください（法人のお客さまは、お届け印を押印のうえご提出ください）。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客さまによる充当の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から先に相殺されるものとします。</p>	<p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客さまによる充当の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から先に相殺されるものとします。</p>
		第5条 届出事項の変更など	<p>一般規定第21条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>1. 氏名、法人のお客さまの代表者名およびお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、法人のお客さまの代表者名およびお届け印以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</p>	<p>一般規定第21条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>1. 氏名、法人のお客さまの代表者名に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、法人のお客さまの代表者名以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</p>
6	SOHO ACCOUNT規定	第5条 届出事項の変更など	<p>一般規定第21条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>1. 氏名、法人のお客さまの代表者名およびお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、法人のお客さまの代表者名およびお届け印以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</p>	<p>一般規定第21条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>1. 氏名、法人のお客さまの代表者名に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者等、当社への届出事項（氏名、法人のお客さまの代表者名以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</p>
		第23条 届出事項の変更	<p>1. お客さまは、氏名、法人のお客さまの代表者名およびお届け印、住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに預金口座取引一般規定およびBUSINESS ACCOUNT 規定に定める方法で届け出るものとします。</p>	<p>1. お客さまは、氏名、法人のお客さまの代表者名および住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、（法人の場合のみ）実質的支配者、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに預金口座取引一般規定およびBUSINESS ACCOUNT 規定に定める方法で届け出るものとします。</p>
8	代表者保証に関する規定	第11条 届出事項の変更	<p>1. 連帯保証人は、氏名、代表者名、お届け印、住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに預金口座取引一般規定およびBUSINESS ACCOUNT 規定に定める方法で届け出るものとします。</p>	<p>1. 連帯保証人は、氏名、代表者名、住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに預金口座取引一般規定およびBUSINESS ACCOUNT 規定に定める方法で届け出るものとします。</p>
		事業承継の手続き	<p>1. 事業承継が生じ、代表者を変更する場合、法人は当社に対して法人口座の代表者変更手続を行う必要があります。変更届を当社にお送りいただく必要がありますので、法人口座へログイン後、「各種手続」>「名義・お届け印の変更」より変更届を印刷、ご記入・ご捺印のうえ、必要書類を添付して下記住所までお送りください。</p> <p>【郵送先】〒352-8761 新座郵便局私書箱61号 PayPay銀行 プロセッシングセンター ※お手続きに必要な確認書類は変更届に記載しています。</p> <p>※宅配便やメール便では受け取れません。</p>	<p>1. 事業承継が生じ、代表者を変更する場合、法人は当社に対して法人口座の代表者変更手続を行う必要があります。変更届を当社にお送りいただく必要がありますので、法人口座へログイン後、「各種手続」>「名義の変更」より変更届を印刷、ご記入のうえ、必要書類を添付して下記住所までお送りください。</p> <p>【郵送先】〒352-8761 新座郵便局私書箱61号 PayPay銀行 プロセッシングセンター ※お手続きに必要な確認書類は変更届に記載しています。</p> <p>※宅配便やメール便では受け取れません。</p>
9	重要事項説明書（代表者保証に関する説明書）	事業承継の手続き	<p>1. 事業承継が生じ、代表者を変更する場合、法人は当社に対して法人口座の代表者変更手続を行う必要があります。変更届を当社にお送りいただく必要がありますので、法人口座へログイン後、「各種手続」>「名義・お届け印の変更」より変更届を印刷、ご記入のうえ、必要書類を添付して下記住所までお送りください。</p> <p>【郵送先】〒352-8761 新座郵便局私書箱61号 PayPay銀行 プロセッシングセンター ※お手続きに必要な確認書類は変更届に記載しています。</p> <p>※宅配便やメール便では受け取れません。</p>	<p>1. 事業承継が生じ、代表者を変更する場合、法人は当社に対して法人口座の代表者変更手続を行う必要があります。変更届を当社にお送りいただく必要がありますので、法人口座へログイン後、「各種手続」>「名義の変更」より変更届を印刷、ご記入のうえ、必要書類を添付して下記住所までお送りください。</p> <p>【郵送先】〒352-8761 新座郵便局私書箱61号 PayPay銀行 プロセッシングセンター ※お手続きに必要な確認書類は変更届に記載しています。</p> <p>※宅配便やメール便では受け取れません。</p>